

議第50号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

1. 主な改正事由

育児・介護休業法及び次世代育成支援対策法の一部改正に伴い、公務においても仕事と育児の両立支援のニーズに対応するため、仕事と育児の両立支援制度の周知・意向調査を行なうとともに、子や各家庭の状況に応じた個別の意向に配慮するための改正。

2. 改正内容

仕事と育児の両立支援制度の利用に関する情報提供等（第12条の3関係）

妊娠、出産について申し出をした職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対する仕事と育児の両立制度に関する情報提供等に係る規定を整備する。

【措置内容】

- ①仕事と育児の両立制度に関する情報提供、意向確認。
（例：育児短時間勤務、部分休業、子の看護休暇等）
- ②子の家庭状況により、両立が困難となる状況の改善に資する事項（勤務時間帯、業務量等）に関する意向確認。
- ③上記で把握した職員の意向に対する配慮。

3. 施行期日 令和7年10月1日

議第 5 0 号

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成 7 年王滝村条例第 1 号）の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 1 1 日 提 出
王 滝 村 長 越 原 道 廣

令和 7 年 9 月 日 決
王滝村議会議長 下 出 謙 介

(別 紙)

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年王滝村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第12条の4を第12条の5とする。

第12条の3第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第12条の4とし、第12条の2の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第12条の3 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年王滝村条例第1号）第24条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- （3） 職員の育児休業等に関する条例第24条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2） 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- （3） 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

新 旧 対 照 表

改正後	改正前
(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等) 第12条の3 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年王滝村条例第1号）第24条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「<u>申出職員</u>」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) <u>申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「<u>出生時両立支援制度等</u>」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> (2) <u>出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「<u>請求等</u>」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> (3) <u>職員の育児休業等に関する条例第24条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> 2 <u>任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「<u>対象職員</u>」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「<u>育児期両立支援制度等</u>」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> (2) <u>育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> (3) <u>対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> 3 <u>任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第12条の4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至った	(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第12条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至った

改正後	改正前
ことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 （略） （勤務環境の整備に関する措置） <u>第12条の5</u> （略）	ことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 （略） （勤務環境の整備に関する措置） <u>第12条の4</u> （略）